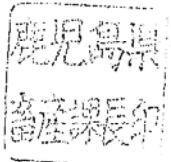


畜 第 948 号
平成27年3月30日

公益社団法人鹿児島県トラック協会長 殿

鹿児島県農政部畜産課長



豚流行性下痢（P E D）の防疫体制の再確認について（依頼）

日頃から、本県の家畜衛生対策への御協力と御理解を賜り感謝いたします。

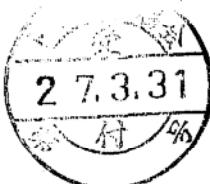
豚流行性下痢については、平成26年10月に農林水産省が策定した豚流行性下痢（P E D）防疫マニュアルに沿った防疫措置について、豚の飼養者及び養豚関係者に対する指導を実施していただいているところです。また、昨年12月下旬以降の全国的な発生件数の増加等を受け、「豚流行性下痢（P E D）の対策及び飼養衛生管理の再徹底について」（平成27年1月21日付け畜産課長通知。）により、改めて傘下会員等に対する御指導をお願いしてきたところです。

現在、本県の発生件数は、昨シーズンに比べ低い水準で推移していますが、2月第4週以降は、やや増加傾向にあり、発生地域も拡大しています。また、全国的には、週当たり概ね10件の発生件数で推移しており、沈静化していない農場（非発生農場に復帰していない農場）が依然として全国的に存在すること、昨年は3月第4週以降に発生件数が急増したこと等を踏まえると、引き続き本病が発生しやすい状況は全国的に継続するものと考えられます。

また、全国で実施した、再徹底通知に基づく畜産関連施設への立入検査では、一部施設において、消毒施設が設置されていても常時稼働していないなどの事例が確認されたところであり、また、今冬の発生事例においても、獣医師又は管轄の家畜保健衛生所への通報が遅れ被害が拡大した事例が確認されるなど、マニュアルに基づく防疫措置が適切に実施されなかった事例が一部において確認されています。

このような状況を踏まえ、傘下会員等に対して、特に下記の事項に御留意いただき、実際の養豚経営等の中で、マニュアルに基づく防疫措置が各農場及び各畜産関連施設において適切に実施されているか再度確認するとともに、必要に応じ、改善の指導を徹底いただきますようお願いします。

記



1 各畜産関連施設での対策の徹底

肥育豚を用いた感染実験では、症状が消失した後も少なくとも1か月間大量のウイルスを排出し続ける個体が確認されていること、排せつ物等有機物の存在下や低温下では消毒効果が低下すること及び特に哺乳豚については少量のウイルスでも感染が成立しやすい傾向があることに留意し、と畜場等での交差汚染防止対策の実効性を再度点検、検証するとともに、今後も定期的な指導を継続することにより、衛生管理水平の維持や改善を図ること。

さらに、本病の全国サーベイランスにおいて、非発生農場の肥育豚であっても抗体陽性となる事例が確認されていること等も踏まえ、発生農場由来豚の受け入れがない

と畜場等においても、農場間の交差汚染を防止するための対策を積極的に実施するよう指導すること。

2 養豚農場での対策の徹底

(1) 飼養衛生管理の徹底について

本病の対策としては、日頃からの飼養衛生管理の徹底による農場への本病ウイルスの侵入防止が重要である。そのため、豚の飼養者に対して、マニュアル4(1)の対策やワクチン接種の促進等について、よりきめ細かい衛生指導を実施すること。

(2) 早期通報の徹底について

今冬の発生において、マニュアル3(1)の①から③までのいずれかに該当する家畜を確認していたにもかかわらず、獣医師又は管轄の家畜保健衛生所への通報が遅れ、肥育素豚の出荷により他農場に本病を伝播させたと考えられる事例が確認されている。このことを踏まえ、マニュアル3(1)に基づく早期通報について、改めて豚の飼養者への指導を徹底すること。

(3) 農場間の豚の移動について

マニュアル4(5)に基づき非発生農場に復帰するまでの間に、発生農場から他農場に豚の出荷の予定がある場合には、感染後耐過した個体は一定期間ウイルスを排出することに留意し、導入先の農場に対して発生農場からの導入のリスクについて説明すること。また、マニュアルに基づき無症状の豚を導入する場合であっても、出荷先の農場において、導入豚の隔離や導入豚の飼養管理者の専従化等の侵入防止措置及び農場内の感染拡大防止措置の適切な実施に努めるよう指導すること。

鹿児島県農政部畜産課
家畜衛生係 大菌・内村
TEL 099-286-3224
FAX 099-286-5599